

1 土地区画整理組合の管理運営について

昭和 50. 7 . 18 付 計第 277 号の 1
関係土地区画整理組合あて
岐阜県土木部都市整備局長通知

公共施設の整備改善と宅地の利用増進を併せ行う土地区画整理事業が市街化区域内の面的整備に果たす役割は、今更言うまでもなく極めて大きいものがありますが、特に組合施行土地区画整理事業は今後増々重要な役割を果たすことになってまいりました。

この点に鑑み、県においてはその指導育成を強化し事業の管理運営の適正化を図り、もって事業を推進させるため下記のとおりその取扱いを定めたので、適切な執行管理を図られるよう通知します。

記

1 . 定款及び事業計画の変更について

事業の推進途中において定款及び事業計画の変更を行う場合は必ず県と協議し、速やかに変更認可の手続をすること。

2 . 役員職務及び理事の氏名等の届出について

役員は組合の業務を執行し、組合を代表するものであるので、組合の運営にあたっては、関係法令を十分遵守し、適正なる処理を行うとともに組合業務に対して私的な行為を介入させないこと。

なお、理事の変更があった場合は遅滞なく県に届け出ること。

3 . 総会総代会の議決事項の報告について

総会総代会の議決事項については議事録（写）を総会総代会の終了後そのつど県に報告すること。

4 . 会計経理事務の適正化について

会計事務処理の適正化を図るため会計事務担当者は、日々の収支について、必ず理事の決裁を受けて出納を行うこと。

また、証拠書類の保管等については、所管市町の出納方法に準じ取り扱い、必要に応じその指導を受けること。

5 . 事業進行状況報告について

組合事業の進行状況を把握し、その推進を図るため毎年度組合事業内容について、事情聴取を行うこととしたので、責任者を派遣されたい。

なお、日程等については、別途通知するものとする。

6 . 組合の指導検査について

県は組合の適正な運営を図るため、土地区画整理法第125条第1項に基づく指導検査を定期的に実

施し、事業の円滑なる推進に資することとしたこと。

7. 換地及び精算事務の促進について

工事が完了した場合は、速やかに換地処分及び清算事務の促進に努めること。

8. 組合の文書の経由機関について

県への提出文書の経由について、下記のとおり定めたので、今後はこれによって提出すること。

なおこれに伴い、昭和50年6月10日付け「土地区画整理組合の文書の経由機関について」(岐阜県都市整備局計画課長事務連絡)は廃止します。

記

土地区画整理組合の文書の経由機関

組合 市町 土木事務所 県(計画課)

- (1) 設立認可申請(法§14I(規則§I))
- (2) 定款及び事業計画変更認可申請(法§39I(規則§I))
- (3) 合併設立認可申請(法§50(規則§I))
- (4) 換地計画認可申請(法§86(規則§I))
- (5) 換地計画変更認可申請(法§97(規則§1I))
- (6) 理事の氏名等の届出(法§29I(規則§17))
- (7) 解散認可申請(法§45(規則§I))
- (8) 決算報告書承認申請(法§49)
- (9) 補助金交付申請及び実施計画協議申請
- (10) 総会総代会議事録の提出

組合 市町 建築事務所

- (1) 建築行為等許可申請(法§76)

組合 土木事務所 県(計画課)

- (1) 換地処分の届出(法§103)
- (2) 県知事への技術的援助請求(法§75)
- (3) 公共施設管理者(県)への協議(法§120)

組合 県(計画課)

- (1) 公印届
- (2) 資格証明願

中核市である岐阜市又は権限委譲した市町においては県を市とよみかえる。但し国庫補助事業に関することはこの例による。